

令和7年度 鳥取市結核予防費補助金の手引き

鳥取市保健所
(令和7年6月)

【鳥取市結核予防費補助金について】

本補助金は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第60条の定めにより、鳥取県東部圏域に所在する私立の学校、社会福祉施設等に対し、感染症法第53条の2第1項に定める結核健診に対する費用を補助するものです。

●本補助対象の受診者は、学校の生徒・学生、施設の入所者です。

したがって、従業員・教職員等の従事者は、本補助金の対象受診者とはなりません。

実施主体	対象となる受診者	時期
学校（の長）	学生・生徒 （高校・高専・短大・大学・専門学校・各種学校で修業年限が1年未満のものを除く。）	入学年度に1回
社会福祉施設等（の長）	65歳以上の入所者	毎年度1回

●補助額について（詳しくは補助金交付要綱をご覧ください。）

- ・健診に要した費用（結核健診に際し、受診者から特に費用を徴収した場合、その分は控除）
 - ・健診内容に応じて設定される単価に、その延べ受診者数を掛けた額（補助対象経費の支出額）
 - ・当該補助事業の実施内容に応じた単価に、その延べ受診者数を掛けた額（限度額）
- いずれか少ない方（→「基準額」になります。）に2/3を掛けたものとなります。

●当該健診は、私立学校及び民間社会福祉施設等（の長）が実施主体（健診を外部に委託するにせよ）となって、その設置者が費用を支弁する者が対象です（法第58条の3参照）。

※学校等：学校又は施設等のこと

（対象施設について、詳しくは3ページをご覧ください。）

【結核予防費補助金申請の流れ】

以下、鳥取市結核予防費補助金交付要綱を「要綱」という。
また、鳥取市補助金等交付規則を「規則」という。

①交付申請通知 【市→学校・施設】

②交付申請及び請求 【学校・施設→市】

- ・事業完了の日から2か月以内
- ・翌年度4月15日まで のいずれか早い方を期限としています。

以下の書類を提出していただきます。

- ・鳥取市結核予防費補助金交付申請書兼請求書（要綱 様式第1号）
- ・結核予防事業報告書（要綱 様式1-1）
- ・結核予防事業収支決算書（要綱 様式1-2）
- ・補助事業等の経過又は成果を証する書類等
（領収書及び、事業報告書、収支決算書の内容を確認できる書類の写し）
- ・口座振込依頼書（当市で債権者登録を行っている場合は、提出不要）
- ・委任状兼口座振込依頼書（法人代表者名義の口座以外の口座名義人に振り込む場合のみ）

③交付決定 【市→学校・施設】

原則交付申請の日から14日以内に交付決定します。
補助金等交付決定通知書を送付します。

④補助金の交付（支払い） 【市→学校・施設】

交付決定日を請求日とし、補助金を支払います。

注意事項

- 事業報告書、収支決算書については、過不足なくご記入いただくとともに、ご不明なところがありましたら、鳥取市保健所までご相談ください。

本紙のほか、鳥取市補助金等交付規則、本補助金交付要綱も必ずご熟読ください。
本紙と規則等に相違のある場合は、規則等が優先されます。

問合せ先

鳥取市保健所 保健医療課 感染症・疾病対策係

電話 0857-30-8533

FAX 0857-20-3962

E-mail iryohoken@city.tottori.lg.jp

(参考) 結核予防費補助金の補助対象施設

- 1 大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校（修業年限が一年未満のものを除く）。
- 2 社会福祉施設（↓参照）
社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項（抜粋）
次に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。
 - 一 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業
 - 三 老人福祉法(昭和三十一年法律第百三十三号)に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業
 - 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)に規定する障害者支援施設を経営する事業
 - 五 削除
 - 六 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)に規定する婦人保護施設を経営する事業
 - 七 授産施設を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

※二が落ちていますが、二の施設は対象外です。

※国・地方公共団体（県・市町村）から指定管理者として管理運営している施設は除きます。